

|    |  |          |
|----|--|----------|
| 1  | <b>知識等習得コース【仕様書】</b>                             |          |
| 2  | 第1章 知識等習得コース（共通事項） .....                         | 2        |
| 3  | 第1 訓練定員 .....                                    | 2        |
| 4  | 第2 訓練開講（開始） .....                                | 2        |
| 5  | 第3 総訓練設定時間及び訓練期間 .....                           | 2        |
| 6  | 第4 応募に関する要件 .....                                | 2        |
| 7  | 第5 委託費の支払いについて .....                             | 2        |
| 8  | <b>第6 契約期間について .....</b>                         | <b>3</b> |
| 9  | <b>（就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者の就職状況の確認制度について） ...</b> | <b>3</b> |
| 10 | 第2章 知識等習得(介護分野等)コース .....                        | 5        |
| 11 | 第1 目的 .....                                      | 5        |
| 12 | 第2 訓練コースの設定 .....                                | 5        |
| 13 | 第3 委託費等に係る留意事項 .....                             | 6        |
| 14 | 第4 職場見学等の確認方法 .....                              | 6        |
| 15 | 第5 職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い .....                    | 7        |
| 16 | 第3章 知識等習得（デジタル）コース .....                         | 8        |
| 17 | 第1 目的 .....                                      | 8        |
| 18 | 第2 訓練内容等について .....                               | 8        |
| 19 | 第3 委託費等に係る留意事項 .....                             | 10       |
| 20 | 第4 資格取得率の確認方法 .....                              | 10       |
| 21 |  |          |
| 22 |  |          |

23 知識等習得コース

24 求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための座学を主とする訓練コース

25 第1章 知識等習得コース（共通事項）

26 知識等習得コースの内、各訓練内容に別途記載がない限り以下に記載のとおりとする。

27 第1 訓練定員

28 30名以内 ※下限なし。様式3に「最小開講可能定員数」を記載すること。

29

30 第2 訓練開講（開始）

31 令和6年11月～令和7年1月 ※令和6年度内で訓練修了すること。

32 ※職能校ごとに条件が異なるため、本要領P2を確認すること。

33 第3 総訓練設定時間及び訓練期間

34 (1) 総訓練設定時間

35 300時間（1月当たり100時間）を標準であること。

36 (2) 訓練期間

37 3か月を標準とし、5か月以下とする。習得が必要な技能の内容等に応じ設定し、3か  
38 月を超える場合は、その必要性について様式7を添付すること。

39

40 第4 応募に関する要件

41 これまで受託された機関で、知識等習得コースについて、直近の実績(R5,R4)において  
42 下記の式により得られる就職率（非正規雇用含む）が2回連続して35%未満となった場  
43 合に、同種の訓練コースを設定した際には、委託の対象としない。※就職率は訓練修了3  
44 か月後の数値である。

45 
$$\text{就職率} = (\text{中退就職者数} + \text{訓練修了後就職者数}) \div (\text{中退就職者数} + \text{修了者数}) \times 100$$
  
46 上記就職率の算定に係る就職者については、次ページに定める対象就職者に準ずる

47

48 第5 委託費の支払いについて

49 委託費は、以下の訓練実施経費と就職支援経費の和により算出する。

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| ①訓練実施経費   | 単価上限 50,000 円×受講者数×支払対象月数 |
| ②就職支援経費※1 | 単価上限 20,000 円×受講者数×対象月数※2 |

50 単価について、1か月当たりの訓練設定時間が100時間未満のものにあっては、訓練設  
51 定時間/100の割合で按分する（1円未満の端数は切り捨て）。

52 その他、中途退校等による早期終了がある場合、本要領「第5 委託費の支払いにつ  
53 いて」に準用することによって得た額とする。

54

55 ※1 就職支援経費について

56 訓練生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費相当額

57 訓練期間が1月を超えるものを対象とする。

58 就職支援経費就職率に応じて以下の通り単価が変わる。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 就職率 80%以上       | 20,000 円 |
| 就職率 60%以上 80%未満 | 10,000 円 |
| 就職率 60%未満       | 0 円      |

59

60 就職支援経費就職率の算出等について

61 ◆就職率 = 対象就職者 / (修了者 + 対象就職者のうち就職の為の中退者) × 100

62 ◆対象就職者・・・訓練修了後3か月以内（訓練修了日の翌日を起算日として当該起算  
63 日が属する月の翌々月の応答する日の前日まで）に就職（就職の為の中退者を含む）  
64 又は内定した者の内、「雇用期間の定めなし」又は「4か月以上（雇入れの日から起算  
65 して120日以上）」の雇用期間の雇用契約により雇入れられた者及び自営を開始し  
66 た者。

67 上記に加えて、週の所定労働時間が20時間以上であること。

68 ◆上記就職率の算定方法等については、国の実施要領等に変更があった場合、取扱に  
69 ついても変更となる。

70

71 ※2 対象月数について

72 ◆就職支援経費に係る対象月数については、訓練月数を上限とする。ただし、6月  
73 を超える訓練であっても終了月を含む直前6月のみとする。対象月のうち支払対  
74 象月に該当しない月は、対象月数から除くこととする。

75

## 76 第6 契約期間について

77 （就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者の就職状況の確認制度について）

78

79 令和6年度より、条件を満たした場合に就職状況が追跡困難又は未回答（以下「追跡困  
80 難等」という。）となっている訓練修了者の就職状況の確認制度（以下、確認制度）を  
81 利用できることとなりました。

82 本公募において選定されたコースについては、契約期間を訓練終了日の翌日から起算

83 して100日以内もしくは130日以内のどちらで設定するか(確認制度を利用する  
84 か)契約時に選択していただきます。なお、次回以降の公募では取り扱いが変更となる  
85 可能性もあります。

86  
87 <確認制度利用の流れ>

88 (1) 委託先機関は、就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者について就職支援  
89 経費の対象となる就職の有無を安定所の保有する情報により確認を希望する場  
90 合、就職状況報告書の回収率が80%以上の場合かつ以下の①、②のいずれかに  
91 該当する場合に限り、職業能力開発校を通じて安定所に照会することができる。

92  
93 ①就職支援経費就職率が60%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の  
94 対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が60%以上となる場合

95 ②就職支援経費就職率が60%以上80%未満であり、確認を希望する者が就職  
96 支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が80%以上となる  
97 場合

98  
99 照会を希望する場合は、訓練終了日の翌日から起算して100日以内に、就職状  
100 況の暫定的な把握結果を職業能力開発校へ報告し、この際、確認を希望する訓練修  
101 了者が追跡困難等となった経緯に係る報告書を併せて提出すること。

102  
103 (2) 職業能力開発校は、追跡困難等となった訓練修了者の就職状況を安定所に確認の  
104 上、就職支援経費の対象となる就職の有無を、委託先機関に回答する。

105  
106 (3) 委託先機関は職業能力開発校からの回答を踏まえ、訓練終了日の翌日から起算し  
107 て130日以内に、最終的な就職状況の把握結果を再報告すること。

108  
109 ※安定所に照会しない場合や、照会した結果修正が無い場合でも、暫定報告と同内容  
110 で最終報告を行うこと。

111  
112 <就職状況報告書の回収率>

113 就職状況報告書の回収率 =  $(a + b) \div (c + b) \times 100$

114 a : 修了者のうち就職状況報告書が提出された者の数

115 b : 中退就職者数

116 c : 修了者数

118 **第 2 章 知識等習得(介護分野等)コース**

119 **※介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例**

120 **第 1 目的**

121 介護未経験者等に対して、介護分野等の事業所における職場見学、職場体験、職場実  
122 習(以下「職場見学等」という)を訓練カリキュラムに盛り込んだ職業訓練コースを実施  
123 することにより、離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野等における人材確保  
124 を促進することを目的とする。

126 **第 2 訓練コースの設定**

127 (1) 訓練内容について

128 訓練期間は 2 か月以上 5 か月以下とし、以下のいずれかに該当する研修が含まれる  
129 職業訓練を実施するものであること。また、1 月当たりの訓練設定時間は、100 時間  
130 を標準とすること。以下の研修を実施する場合、都道府県知事の指定を受ける必要が  
131 あります。本要領「第 4 各訓練コースに係る事項」の介護福祉訓練における留意事  
132 項をご確認ください。

133 イ. 介護職員初任者研修

134 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定す  
135 る介護職員初任者研修課程の研修

136 ロ. 生活援助従事者研修

137 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定す  
138 る生活援助従事者研修課程の研修

139 ハ. 居宅介護職員初任者研修

140 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚  
141 生労働省告示第 538 号)第 1 条第 1 項第 3 号に規定する居宅介護職員初任者研修

142 ニ. 介護福祉士実務者研修

143 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 5 号に規  
144 定する介護福祉士の資格取得を目指し介護等の業務に従事している者(実務者)の  
145 為に行われる研修

146

147 (2) 職場見学等の実施

148 イ. 職場見学等の設定

149 複数(2 箇所以上)の施設における職場見学等を実施すること。

150 ①同一敷地内で同一法人が運営する複数の施設で職場見学等を行った場合や同一施  
151 設内で複数の介護サービスや障害福祉サービスについて職場見学等を行った場合は

152 それぞれを1箇所としてカウント  
 153 ②複数のサービスを一体的に提供する施設(小規模多機能型居宅介護事業所等)につ  
 154 いては原則として1箇所とカウント。

155 ロ. 職場見学等の実施時間

156 総訓練設定時間のうち、職場見学等の実施時間(合計)は、6時間以上とすること。

157 ハ. 職場見学等の実施方法

158 職場体験及び職場実習は、介護分野等の事業所の現場で実施するものであるが、職  
 159 場見学のみはオンラインで行うことが可能である。

160 ※オンラインによる訓練の受講に必要な設備(パソコン等)及びインターネット接続  
 161 環境(モバイルルーター等)について、委託先機関が訓練生に無償で貸与できない場  
 162 合においては、訓練生が自ら用意する(訓練生募集案内等に明記するほか、受講説  
 163 明会等においても説明すること)。

164

165 第3 委託費等に係る留意事項

166 第1章で定める委託費に、職場見学等推進費を加えて算出すること。

|             |    |              |
|-------------|----|--------------|
| ①職場見学等推進費※1 | 単価 | 10,000円×入校者数 |
|-------------|----|--------------|

167 ※1 職場見学等実施率が80%以上の場合のみ支給する。

168

169 <職場見学等実施率>

169

$$170 \text{ 職場見学等実施率} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

170

a : 修了者

171

b : 修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

c : 中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

172

d : 修了者のうちやむを得ない理由により2か所以上又は6時間以上職場見学等  
 173 に出席できなかった者

173

174 第4 職場見学等の確認方法

175 (1) 職場見学等

176 イ. 公募時の確認

177 職場見学等実施計画書(様式9又は準じた任意様式)を提出し、本章第2(2)を満  
 178 たすことを確認すること。

179 ロ. 訓練終了後の確認

180 受入先事業所確認票を作成し、受入先事業所の確認を受けること。訓練終了後、  
 181 職場見学等実施報告書を提出すること。提出にあたっては、内容について訓練生の

182 確認を受けたことが分かる書類(受講者確認票)及び受入先事業所確認票を添付す  
183 ること。

184

## 185 第5 職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い

186 職場見学等を実施中の訓練生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任  
187 に対する民間保険への加入を義務づけるものとする。ただし、オンラインで行う職場  
188 見学のみを実施する場合はこの限りでない。

189

190 第3章 知識等習得（デジタル）コース

191 ※デジタル分野の訓練に係る特例

192 第1 目的

193 年代・職種を問わず、様々な人材がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を  
 194 利活用できるようになることは重要であることから、ソフトウェア開発や WEB プログ  
 195 ラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、  
 196 WEB デザイン等（以下、「デジタル分野」という。）に係る技能等を付与する訓練を実  
 197 施する委託先機関に対して、資格取得率及び就職率の要件を満たす場合は、第1章の  
 198 委託費の他、デジタル訓練促進費を支給する。

200 第2 訓練内容等について

201

202 〈デジタル資格コース〉

203 次のいずれかの資格の取得を目指すコースとするが、双方の資格の取得を目指すコース  
 204 としても差し支えない。ただし、この場合の第3で定めるデジタル資格コースに係るデジ  
 205 タル訓練促進費は、訓練の仕上がり像等を踏まえ、いずれかの資格に基づくもののみを対  
 206 象とする。

207 イ. 取得を目指す資格

208 ① IT スキル標準（ITSS）レベル1以上の資格

209 NPO 法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSS のキャリアフレー  
 210 ムワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものの資格取得を目指  
 211 す訓練コースとし、訓練生募集案内等に明記するものとする。なお、複数の資  
 212 格の取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

213 ② Web デザイン関係の資格

214 下記に該当する資格の取得を目指す訓練コースとし、訓練生募集案内等に  
 215 明記するものとする。なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能  
 216 とする。

| デザイン分野の資格名  |
|---|
| WEBクリエイター能力認定試験（エキスパート）   |
| Illustratorクリエイター能力認定（エキスパート）   |
| Photoshopクリエイター能力認定（エキスパート）   |
| Web検定（デザイン、ディレクション、プロデュース）  |
| CG-ARTS 検定（CGクリエイター検定（エキスパート）、Webデザイナー検定（エキスパート）、画像処理エンジニア検定（エキスパート）、CG エンジ |

|   |
|---|
| ニア検定 (エキスパート)、マルチメディア検定 (エキスパート))                   |
| アドビ認定プロフェッショナル (Photoshop、Illustrator、Premiere Pro) |
| ウェブデザイン技能検定 1～3級                                    |

217

218

ロ. デジタル訓練促進費の支払対象

219

デジタル訓練促進費は、下記①及び②に定める要件を満たす訓練コースを対象とし、本章第3により計算される額を支給する。

220

221

222

① 資格取得率

223

上記イ①の資格は資格取得率が35%以上の訓練コースとし、上記イ②の資格は資格取得率が50%以上の訓練コースとする。

224

<資格取得率>

$$\frac{\text{新規資格取得者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職の為に中退した新規資格取得者}} \times 100$$

※訓練コースの目標に設定された資格について訓練開始日以降で、かつ訓練終了日の翌日から起算して3か月以内(就職の為に中退した者については中退日まで)に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数える。また、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しないが、雇用期間が1箇月未満の雇用契約による就職者は除く。

なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

225

226

② デジタル訓練促進費就職率

227

第1章第5の就職支援経費就職率の算定方法と同様の方法により算出する「デジタル訓練促進費就職率」が70%以上の訓練コースとする。

228

229

230

231

232

233

234 第3 委託費等に係る留意事項

235

236 第1章の委託費に加え、デジタル訓練促進費を加えて算出する。

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| デジタル訓練促進費※1 | 単価上限 10,000 円×受講者数×対象月数 |
|-------------|-------------------------|

237

238 ※1 本章第2(1)口を満たした場合のみ支給する。対象月数は、訓練の全期間とする。  
 239 ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月  
 240 を対象月数から除くこととする。

241 中途退校等による早期終了日がある場合、第1章第5を準用することによって得  
 242 た額とする。

243 なお、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末  
 244 年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。）にあつては、  
 245 上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。その他、支払いについては第1章第  
 246 5を準用することによって得た額とする。

247

248 第4 資格取得率の確認方法

249

250 訓練終了後、資格取得報告書を提出すること。

251 提出にあたっては「資格取得証書」の写しを添付すること。

252